

小作爭議調查表

No. 19

(昭和十三年二月分)

場 所 宮都那新田大字新田字後田	地主 關係人員 地主 村谷 邦久 小作人 森 喜代 治 外 三	地主 關係團體 十	原 因 昭和九年旱災による減収を理由として、減収分を小作人に還元することを希望する。	要 求 事項 昭和九年度小作料六割減
	發 生 終 熄 昭和十一年二月三十日 昭和十年二月十一日	關係地 種類面積 四一町四反九畝十三歩	小作人 關係團體 全農十倉支部	經 過 小作人組合に報告し、店長に申付たが、地主は二月十日に裁割中止を決定し、小作料停止の旨を通告し、交渉が断絶した。
			結 果 交渉断絶 小作料停止を主張し、地主は裁割中止を決定し、小作料停止の旨を通告し、交渉が断絶した。	備 考

財團 協調會 福岡出張所